【 目 次 】 •

1	火葬	交	付金	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	住民	異	動	(†	士井	主主	三多	を見	Į,	F	订銀	監圣	 金	記	E)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	国民	建	康何	保	険	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	後期	高	齢	者	医	療	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(5)	国民生	年	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	戸籍	(阴	余籍	E)	の	請	求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
7	税金	2	関	す	る	手;	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
8	霊園	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
9	畜犬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
10	水道	•	下	水	道	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
11)	障がい	Z	福	扯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
12	児童	温	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
13	介護	'呆	険	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
14)	学校	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
15	村役	場	電	話	帳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
<u>16</u>)	村役	場	以	外	の	国	•	県	な	تلح	0	手	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
17)	委任	伏	に	つ	V	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
参	考:村	丫衫	と場	計	宁套	済	ξþ	勺區	<u> </u>																

このパンフレットでは、主な手続きをご案内しています。記載されたもの以外で、必要な手続きにつきましては、ご遠慮なく、各担当にお問い合わせください。

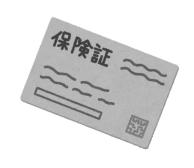
【 村役場での手続き 】

お亡くなりになられた方が次の表に該当する場合は、必要なものをご持参になり、各担当窓口で 手続きを行ってください。ご印鑑をお持ちいただくときは、スタンプ印ではなく、認印で結構です ので、朱肉を必要とするご印鑑をご用意ください。

また、「届出(申請)手続き」に代理人がご来庁される際、委任状が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。(委任状については、8ページに掲載しています。)

税發	8住民課(本庁舎1	1階) 046-28	38-3849 〈住	民保険関係>	
	な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
① 火葬交付金	火葬を行った方	火葬の際の実費分を 村が助成します。 (上限 90,000 円)	・領収書の原本・火葬を行った方の預金通帳・印鑑	速やかに (お問い合わせ は、担当:環境上 下水道課へ)	
			(運転免許証等) は、便宜上2番目に住民乳		る方を
② 住民異動	印鑑登録証(印鑑 カード)および住民 記録台帳カードを お持ちの方 ・印鑑登録証(印鑑) は失効されていま	死亡された方のカード を返納してください。 カード)、住民記録台帳ス	・各カード フードをお持ちの方が死 ¹	速やかに	
3	保険の加入者	場合があります。なお、 被保険者証の返納の み必要です。	・被保険者証 (その他、限度額適 用認定証などもお持 ちの方は一緒に返納 してください。)	速やかに	
国民健康保険	葬祭費の請求	葬祭費(50,000 円)が 支給されます。	・葬祭などを行ったことが分かるもの(領収書や会葬礼状の原本)・葬祭などを行った方名義の預金通帳・印鑑	速やかに	

税務	B住民課(本庁舎 [~]	階) 046-28	38-3849 <住	民保険関係>	
	な手続きの種類と =続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック欄
	保険の加入者 (75歳以上の方)	被保険者証の返納のみ必要です。	・被保険者証 (その他、限度額適 用認定証などもお持 ちの方は一緒に返納 してください。)	速やかに	
後期高齢者医療保険	葬祭費の請求	葬祭費(50,000 円)が 支給されます。	・葬祭などを行ったことが分かるもの(領収書や会葬礼状の原本)・葬祭などを行った方名義の預金通帳・印鑑	速やかに	
⑤ 国民年金	国民年金の受給者 (加入者)	未支給年金などの請求が必要です。 ※死亡された方の加入していた年金により、手続きが異なりますので、詳細は厚木年金事務所でご確認ください。046-223-7171		速やかに	
⑥ 戸籍(除籍)の請求	った方 ・死亡届の提出後、	配偶者、父母、祖父母、 子、孫などが請求できます。 戸籍の記載には1週間な	(運転免許証等) ・手数料 戸籍謄抄本 450円 除籍謄本 450円 改製原戸籍 750円	必要なとき	三籍の



税發	B住民課(本庁舎 1	階) 046-28	38-3859 <称	金関係 >	
	な手続きの種類と =続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック欄
	村税や保険料など を死亡者名義の口 座から引き落とし されていた方	引き続き、別名義の口座から引き落としを希望される場合は、改めて申込みをしてください。	・納税通知書・新しく振替をする 預金通帳・金融機関の届出印	速やかに	
	村税の相続人代表 者の指定	故人が村税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。	・相続人代表者の印鑑・法定相続人全員連名の確認書(代表者指定届)	速やかに	
⑦ 税	共有資産代表の方	共有名義の固定資産 を所有していて、故人 が代表者になっていた 場合は、変更届が必要 です。	・新しい代表者の印鑑	速やかに	
金に関する手続き	未登記家屋の名義変更	故人が未登記家屋を 所有していた場合、名 義変更をしてくださ い。	・相続人や相続の内容 が分かる書類 (次のいずれか) ○遺産分割協議書 ○遺言書 ○法定相続人全員 連名の確認書と戸 籍謄本(故人の出 生から死亡までの もの) ・新しい所有者の印鑑	速やかに	
	原動機付自転車 (125 cc以下)、小型 特殊自動車の所有 者	バイク等の名義変更や 廃車 ※125 ccを超える二輪車 等については、軽自動車 協会または神奈川運輸 支局でのお手続きになり ます。	・ナンバープレート (廃車時のみ)・標識交付証明書・印鑑	随時 お亡くなりにな った年度の3月 31日までに	



環境	記上下水道課(本F	庁舎1階) ○46-	-288-3862	<環境関係>	
	な手続きの種類と 発きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック 欄
8 霊園	宮ヶ瀬霊園の使用 者名義の方	宮ヶ瀬霊園使用者の 変更	 ・戸籍謄本 ・住民票 (本籍地が記載されているもの) ・宮ヶ瀬霊園使用許可書 ・印鑑 ※旧使用者との関係及び死亡日が分かる書類が必要です。 	速やかに	
9 畜犬	犬を飼っている方	飼い主の変更	ありません	速やかに	
	村営水道の使用者 名義の方	給水装置使用者の変 更	・印鑑	速やかに	
⑩ 水道	村営水道の所有者名義の方	給水装置所有者の変 更	・印鑑・登記簿謄本など(相続 後の家屋が記載され ているもの)※詳細については、担当 にお問い合わせくださ い。	速やかに	
	下水道の使用者名 義の方	下水道使用者の変更	• 印鑑	速やかに	
⑩ 下水道	下水道事業受益者 の名義の方	下水道事業受益者の 変更	・印鑑・登記簿謄本など(相続 後の土地が記載され ているもの)※詳細については、担当 にお問い合わせくださ い。	速やかに	
	自家水(地下水等) の使用名義の方	使用人数の変更	• 印鑑	速やかに	

子育て健康福祉課(やまびこ館1階) 046-288-3861 〈福祉関係〉 主な手続きの種類と チェック 手続きの内容等 必要なもの等 期限等 欄 手続きが必要な方 身体障害者手帳、 各種手帳の返納 • 各種手帳 速やかに 精神障害者保健福 • 印鑑 祉手帳、療育手帳 (11) をお持ちの方 障 が 自立支援医療(精 受給者証の返納 ・自立支援医療受給者証 速やかに 神通院)受給者証 印鑑 福 をお持ちの方 • 障医療証 速やかに 医療証の返納 障医療証をお持 • 印鑑 ちの方 小児医療証または 対象の子どもまたは受給者(保護者)の方が死亡 速やかに ひとり親家庭等医 された場合、医療証の返納等の手続きがありま すので、担当にお問い合わせください。 療証をお持ちの方 児童手当、児童扶 対象の子どもまたは受給者(保護者)の方が死亡 速やかに (12) 養手当、特別児童 された場合の手続きがありますので、担当にお 児童福 扶養手当を受給し 問い合わせください。 ている方 放課後児童クラブ 手続きが必要な場合がありますので、担当におし速やかに を利用している方 問い合わせください。 保育所(園)に入所 保護者の方が死亡された場合、保育料が変更に 速やかに している方の保護 なる場合がありますので、担当にお問い合わせ 者 ください。 介護保険被保険者証 65歳以上の方また •介護保険被保険者証 凍やかに ※次の3点もお持ちの は 40 歳~64 歳で の返納 介護認定を受けて 方は、一緒に返納し いる方 てください。 (13) ○介護保険負担割合証 介護保険 ○負担限度額認定証 ○日常生活用具給付 事業給付券 ありません 介護認定申請中の 介護認定申請の取り 速やかに 下げ手続き 方

学校	交教育課(本庁舎4	階) 046-28	38-1215 <第	学校関係>	
	な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	必要なもの等	期限等	チェック欄
④ 学校	清川幼稚園、小学 校、中学校に通学 (園)されている園 児・児童・生徒の保 護者	保護者の変更届	• 印鑑	速やかに	

このパンフレットでは、主な手続きをご案内しています。記載されたもの以外で、必要な手続きにつきましては、ご遠慮なく、各担当にお問い合わせください。

【清川村役場 電話帳】



課•局名	電話番号	業 務 内 容
総務課	☎(288)1212	庁舎管理、広報広聴、住民相談、情報公開、職員人事、公務災害補償、防災計画、 消防・救急、交通安全、防犯、選挙、村長・副村長の秘書など
政策推進課	☎(288)1213	主要施策の企画、総合計画、広域行政、財政計画、統計調査、予算の編成・執行、基金、寄附、入札など
形 双 介 尼 爾	☎(288)3859	村税の賦課・収納、固定資産評価、村税の減免、納税証明、休日収納など
税務住民課	8 (288)3849	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、
子育て健康 福祉課	☎(288)3861	健康づくり、保健予防、健康診査、保険事業と介護事業の一体化、福祉総務、障害者福祉、児童福祉、子育て支援、保育園、放課後児童クラブ、高齢者福祉、介護保険事務など
村づくり観光課	☎ (288)3864	土地政策、企業誘致、移住・定住政策、村営住宅の管理運営、地籍調査、ふるさ と応援寄付金、商工観光、宮ヶ瀬地区公共施設管理、道の駅管理、ふれあいセン ター管理運営、イベント支援、プロモーションなど
環境上下水道課	®(288)3862	ごみ処理、公害対策、畜犬、リサイクルセンターの管理、霊園管理、し尿処理、 水道事業および施設の維持管理、下水道事業および施設の管理、一般廃棄物の収 集・運搬など
建設農林課	1 (281)9436	農政事務、林政事務、鳥獣対策、村有林の管理、村道の整備・維持管理など
学校教育課	☎(288)1215	学校の管理・指導、就学時健康診断、学校給食、通学区域設定、児童・生徒の就学・区域外就学、教育相談など
生涯学習課	☎(288)3733	生涯学習、男女共同参画、文化財保護、生涯スポーツ、せせらぎ館・図書館・運動公園の管理など
議会事務局	☎(288)1576	議案・請願・陳情、本会議・委員会・協議会、議決事項の処理、議事一般など

【 村役場以外の国・県などの公的機関での主な手続き 】



このパンフレットに記載された手続きのほか、村役場以外の関係機関で手続きが必要になる場 合がありますので、届出の手続き方法や必要な書類など、各関係機関にてご確認ください。

手続きに必要な書類の中には、村役場で発行できるもの「戸籍・除籍・改製原戸籍の謄(抄) 本、住民票、印鑑登録証明書、税に関する各種証明書」などがありますので、必要部数等を関係 機関にお問い合わせのうえ、役場にご来庁になられると速やかにご用意できます。

また、各種謄本や証明書の発行には、所定の手数料がかかります。

主な手続きの種類と 手続きが必要な方	手続きの内容等	届出または手続き窓口 (お問い合わせ先)
国民年金の受給者	未支給年金などの請求	厚木年金事務所
	※死亡された方の加入していた年	厚木市栄町 1-10-3
	金により、手続きが異なります。	☎ 046−223−7171
二輪の小型自動車(250 ccを超え	名義変更または廃車の手続き	神奈川運輸支局相模自動車検査
る二輪車)を所有している方		登録事務所
		愛川町中津 7181
		8 050-5540-2037
二輪の軽自動車(125 ccを超え	名義変更または廃車の手続き	軽自動車協会相模支所
250 ccを以下の二輪車)を所有し		愛川町中津 4071-33
ている方		8 050-5540-2037
軽三輪自動車、軽四輪自動車を	名義変更または廃車の手続き	軽自動車検査協会相模支所
所有している方		愛川町中津 4071-5
		8 050-3816-3120
自動車税・不動産取得税などの	相続人代表者または納税管理人	神奈川県厚木県税事務所
県税を納付されている方	の指定届	厚木市水引 2-3-1
		雹 046-224-1111(代表)
所得税・相続税などの国税を納	相続を知った日から4か月以内	厚木税務署
付されている方	に所得税の準確定申告、10 か月	厚木市水引 1-10-7
(納税額または算出税額の出る方)	以内に相続税申告とその納税	雹 046-221-3261(代表)
不動産の相続移転登記が必要な	土地・家屋等の相続に伴い、遺	横浜地方法務局厚木支局
方	言書や遺産分割協議書、法定相	厚木市寿町 3-5-1
	続分のいずれかで、相続移転登	雹 046-224-3163(代表)
	記を行うものです。	
運転免許証をお持ちの方	返納の手続き	厚木警察署
		厚木市水引 1-11-10
		雹 046-223-0110(代表)

お亡くなりになられた方によって、このほかにも手続きが必要な場合がありますので、 心配なことがございましたら、ご遠慮なく、役場職員にご相談ください。

【委任状について】

ご家族がお亡くなりになられたことにより、健康保険、各種振込み・振替口座変更などの手続きや戸籍謄本・住民票や村税に係る証明書の請求に際して、同一世帯や相続人の方以外の代理人の方が手続きを行われる場合に、委任状が必要になる場合があります。

委任状については、必ず委任者(頼む方)が、次のページに掲載している委任状の「委任者の 欄」、「代理人の欄」、「委任事項の欄」に自署・押印され、その原本をご提出ください。

次のページに掲載している委任状は、村役場での手続き用に作成したものです。村役場以外での手続きを代理人が行う場合の委任状の様式については、各種手続き機関でご確認ください。 また、任意の様式を使用される場合は、記入例の内容を参考に作成してください。

委任行為、委任事項について、委任者の方へ確認させていただく場合がありますので、日中に 連絡可能な電話番号(携帯電話番号など)をご記入ください。

委任状の作成日から遅くとも3か月以内に、各種手続きをお済ませください。

なお、代理人の方のご本人確認をさせていただくことがありますので、マイナンバーカードや 運転免許証など身分を証明する書類をご持参ください。



委 任 状

死亡に関する手続き用 (清川村役場専用)

(宛先) 清川村長

令和○年○○月○○日

委任者(頼む方)			
住 所 神奈川	県愛甲郡清川村煤	ヶ谷○○○○番地	
<u>氏 名 清</u> 川	次 郎	が得り	
	(生年月日 大正	· 昭和 · 平成 · 令和××年	××月××日生)
連絡先電話番号	<u>090 — 12</u>	<u>34 — 5678</u>	
私は、次の者を代理	人と定め、下記の	事項を委任します。	
代理人(頼まれて窓口	に来る方)		
住 所 神奈川	県厚木市中町○丁	目〇番〇号	
氏 名 神奈川	一郎		
エケマエ/エケ レッナ	一一 ロナルロンフ	20 (c))	
委任事項(委任する事)		こさい。 <i>)</i> 住民異動手続き(世帯主変	(画学)の足出由書
に関する権限	<u>杯</u>	正以来 <u>到于</u> 机で(臣而工友	文寸///曲山中明
		相続手続きに必要となる〕 申請及び受領に関する権限	
□ <u>亡</u> に関する権限(固定資)		う、税務に関する各種の交 車税〈種別割〉)	付申請及び受領
口	の死亡に伴	う、清川村役場への届出申	請に関する一切
権限			
□ その他			

委 任 状

(宛先) 清川村長

きりとり

	牛	月	Ħ
委任者(頼む方)			
住 所			
氏 名			
(生年月日 大正・昭和・平成・令和 年	月	日生)	
連絡先電話番号 — — — —			
私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。)		
代理人(頼まれて窓口に来る方)			
住 所			
<u>氏</u> 名			
委任事項(委任する事項に☑を付してください。)			
□ <u>亡</u> の死亡に伴う、住民異動手続き(届出申請に関する権限	世帯主変	芝更等)の	
□ <u>亡</u> の死亡に伴う、相続手続きに必要 籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受 ^を			
□ <u>亡</u> の死亡に伴う、税務に関する各種 請及び受領に関する権限(固定資産税、住民税、軽自動車税<種別		の交付申	
□ <u>亡</u> の死亡に伴う、清川村役場への届 一切の権限	乱 申請(に関する	
□ その他			